

注意

県警からのお知らせ

令和7年5月29日(木)

《注意喚起!危機を回避せよ!》

《改正戸籍法施行!～法務省や役所をかたる詐欺に注意～》



5月26日に改正戸籍法(戸籍のフリガナ制度)が施行されました。
法律が改正されると

それを悪用した詐欺も同時期に発生するおそれ
があります。
現在まで、全国で被害や予兆電話などがあったとの情報はありませんが、今後
法務省や役所をかたり、電話を架けてくるおそれ
がありますので、ご注意ください。

～みんなで守る!みんなで防ぐ!詐欺被害!～

2025年5月26日 改正戸籍法施行

2025年5月以降、
戸籍に記載する予定の
氏名のフリガナが
通知されます

フリガナが
誤っている場合は
届出をしてください

詐欺に御注意ください

フリガナの届出に当たって
法務省や市区町村に金銭を支払うよう
要求することはありません

届出に手数料はかかりません

通知されたフリガナが誤っている場合は必ず届け出る
必要がありますが、このフリガナの届出に手数料
はかかりません。

届出しなくても罰則はありません

届出をしなくても、通知された氏名のフリガナが
そのまま戸籍に記載されます。



コセキツネ

不審に思ったら...

- ・お住まいの市区町村担当窓口
 - ・最寄りの警察署または警察相談専用電話 #9110
 - ・消費者ホットライン 188 (いやや!)
- ※お近くの消費生活センター等を御案内します

改正戸籍法の施行について詳しくはこちら→

